

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 新株予約権制度の所得区分

Q : 所得税基本通達が改正されたそうですが、内容を教えてください。

A : 新株予約権制度の導入に伴う改正が主な内容となっています。

【解説】

国税庁はこのほど、平成13年度の商法改正で新株予約権制度が導入されたことに伴い、所得税法基本通達を一部改正しました。

通達では、平成14年度の改正で設けられた所得税法施行令84条3号の新株予約権制度によって発行された新株予約権を行使した場合の所得区分は、「発行法人与当該権利を与えられた者との関係に応じ」区分することが明らかにされました。

具体的には、雇用関係等に準じて権利を与えられたと認められる場合は、原則として給与所得とする等の取扱いが明記されています。

また、社外の顧問弁護士や経営コンサルタント等、業務に関連して権利を付与されたと認められる場合は、事業所得又は雑所得とされます。この規定は、従来と異なり新株予約権が社外の者にも付与可能となったことから設けられたものです。

なお、今回の改正通達は、平成14年度改正後の所得税法施行令を適用する場合に適用することとされています。これは、平成14年度の改正で、所得税法施行令84条に3号が設けられましたが、その追加部分に今回の改正通達が適用される点を明らかにしたものです。

